

(別添1)

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める

特定調達品目の追加等の概要(案)

1. 文具類

・以下の特定調達品目を追加

|                    |   |
|--------------------|---|
| 文具類共通              | <p>【判断の基準】<br/>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。<br/>プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。<br/>木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。<br/>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】<br/>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p> |
| 両面粘着紙テープ           | <p>【判断の基準】<br/>テープ基材については古紙配合率40%以上であること。</p>   |
| 製本テープ              | [テープ基材に適用]  |
| メディアケース(FD・CD・MO用) |   |
| 丸刃式紙裁断機            | <p>【配慮事項】<br/>再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>   |
| ファイリング用品           |   |
| 窓付き封筒              | <p>【判断の基準】<br/>古紙配合率40%以上であること。(窓部分を除く。)<br/>窓部分にプラスチック製フィルムを使用する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックを使用していること。</p>  |

備考) 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

## 2. O A 機器

- ・コピー機について、判断の基準<個別事項> ア.に係る表1中の下線部の数値設定を変更
- ・シュレッダーを特定調達品目に追加

### (1) コピー機

|      |   |
|------|---|
| コピー機 | <p>【判断の基準】</p> <p>&lt;個別事項&gt;<br/>         コピー機<br/>         ア. コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を上回らないこと（表 1 中「<u>          </u>」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）</p> |
|------|---|

表 1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

| コピー速度(CPM：1分<br>当たりのコピー枚数) | 基準エネルギー消費効率 |       |            |         | 両面<br>コピー機能 |
|----------------------------|-------------|-------|------------|---------|-------------|
|                            | A 4 機       | B 4 機 | A 3 機      | A 3 Y 機 |             |
| 0 < CPM 10                 | 11          |       | 19         | 27      | 推奨          |
| 10 < CPM 20                |             |       | 55         | 77      |             |
| 20 < CPM 30                |             | 85    | 99         | 139     | 必須          |
| 30 < CPM 40                | 88          | 108   | 125        | 175     |             |
| 40 < CPM 50                | 123         | 151   | 176        | 246     |             |
| 50 < CPM 60                | 144         | 176   | <u>205</u> | 287     |             |
| 60 < CPM 70                | 180         | 221   | 257        | 383     |             |
| 70 < CPM 80                | 200         | 246   |            | 433     |             |
| 80 < CPM 85                | 258         | 317   | <u>369</u> | 483     |             |

## (2) シュレッダー

|        |  |
|--------|--|
| シュレッダー | <p><b>【判断の基準】</b><br/>待機電力(ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力)が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b><br/>使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br/>分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br/>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。<br/>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br/>裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> |
|--------|--|

- 備考) 1 シュレッダーのうち次のいずれかに該当するものについては、「シュレッダー」に含まない。  
 裁断モーターの出力が500ワット以上のもの  
 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係るその消費電力等の区分ごとの待機電力の基準

| 区分           |            | 待機電力(低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力) |
|--------------|------------|---|
| 裁断モーターの出力    | オートスタートの有無 |   |
| 100W未満       | 有/無        | <2.5W                                       |
| 100W以上500W未満 | 有          | <3.0W                                       |
|              | 無          | <2.0W                                       |

- 備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。
- 2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。
- 3 低電力モード又はオフモードへの以降時間は出荷時に10分以下にセットする。

### 3. エアコンディショナー等

・以下の特定調達品目を追加

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p> | <p><b>【判断の基準】</b><br/>         一次エネルギー換算成績係数が、1.08を下回らないこと。<br/>         冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b><br/>         分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br/>         再生プラスチック材が多く使用されていること。<br/>         製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|----------------------|--|

備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1 キロワットを越え28 キロワット未満のものを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 キロワット）

Egc：冷房ガス消費量（単位 キロワット）

Eec：冷房消費電力（単位 キロワット）を1キロワット時につき10,250キロジュールとして1次エネルギーに換算した値（単位 キロワット）

Ch：暖房標準能力（単位 キロワット）

Egh：暖房ガス消費量（単位 キロワット）

Eeh：暖房消費電力（単位 キロワット）を1キロワット時につき10,250キロジュールとして1次エネルギーに換算した値（単位 キロワット）

4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法により測定する。

5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする

## 4 . 自動車等

・ 下線部の燃料電池自動車を判断の基準に追加

|     |   |
|-----|---|
| 自動車 | <p><b>【判断の基準】</b></p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車<br/>天然ガス自動車<br/>メタノール自動車<br/>ハイブリッド自動車<br/><u>燃料電池自動車</u><br/>ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p> |
|-----|---|

備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。

2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、[燃料電池自動車](#)又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の 75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの基準を、LP ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

## 5 . 制服・作業服

・ 下線部の未利用繊維に関する配慮事項を追加

|               |   |
|---------------|---|
| 制服<br><br>作業服 | <p>【判断の基準】<br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】<br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br/>製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。<br/><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u></p> |
|---------------|---|

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

## 6 . インテリア・寝装寝具

・ 下線部の未利用繊維に関する配慮事項を追加

### (1) カーテン

|      |  |
|------|--|
| カーテン | <p>【判断の基準】<br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】<br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br/><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u></p> |
|------|--|

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

## (2) カーペット

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 織じゅうたん<br><br>ニードルパンチ<br>カーペット | <p><b>【判断の基準】</b><br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b><br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br/>製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。<br/><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u></p> |
|--------------------------------|---|

備考） 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

## (3) 毛布

|    |  |
|----|--|
| 毛布 | <p><b>【判断の基準】</b><br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b><br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br/><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u></p> |
|----|--|

備考） 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

## 7. その他繊維製品

・以下の特定調達品目を追加

### (1) テント・シート類

|        |  |
|--------|--|
| 集会用テント | <p>【判断の基準】<br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】<br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| ブルーシート | <p>【判断の基準】<br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】<br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>   |

備考) 「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に廃棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

### (2) 防球ネット

|       |   |
|-------|---|
| 防球ネット | <p>【判断の基準】<br/>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】<br/>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-------|---|

## 8 . 公共工事

- ・ 判断の基準において、契約図書において使用を義務づけることとしている一定の環境負荷低減効果が認められる資材として土工用水砕スラグ等、工法として建設汚泥再生処理工法等、目的物として排水性舗装等の品目を追加（品目名に下線を付したもの）
- ・ 下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料に下線部の土壌改良資材としての使用に関する備考を追加

### 【資材】

| 品目分類  | 品目名                        | 判断の基準等   |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
|-------|----------------------------|--|----|--------|-------|---------|----|---------|------|-------|-----|-------|---|-------|
| 盛土材等  | <u>土工用水砕スラグ</u>            | 【判断の基準】<br>天然砂（海砂、山砂）天然砂利、砕砂または砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| 塗料    | <u>低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</u> | 【判断の基準】<br>水性型の路面標示用塗料で、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率が5%以下であること。  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| 園芸資材  | <u>下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料</u>      | <p>【判断の基準】<br/>製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。</p> <table border="0"> <tr><td>ひ素</td><td>0.005%</td></tr> <tr><td>カドニウム</td><td>0.0005%</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr> <tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr> </table> <p>その他の制限事項<br/>           ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。<br/>           イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br/>           ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上<br/>           エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下<br/>           オ．pH 8.5以下<br/>           カ．水分 50%以下<br/>           キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上<br/>           ク．りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕（現物） 1.0%以上<br/>           ケ．アルカリ分（現物） 15%以下</p> | ひ素 | 0.005% | カドニウム | 0.0005% | 水銀 | 0.0002% | ニッケル | 0.03% | クロム | 0.05% | 鉛 | 0.01% |
| ひ素    | 0.005%                     |  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| カドニウム | 0.0005%                    |  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| 水銀    | 0.0002%                    |  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| ニッケル  | 0.03%                      |  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| クロム   | 0.05%                      |  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |
| 鉛     | 0.01%                      |  |    |        |       |         |    |         |      |       |     |       |   |       |

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」は、土壌改良資材として調達される当該肥料を含む。

| 品目分類  | 品目名      | 判断の基準等   |
|-------|----------|--|
| 空調用機器 | 氷蓄熱式空調機器 | 【判断の基準】<br>氷蓄熱槽を有していること。<br>冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。<br>冷房の成績係数が 2.15 以上であること。 |

備考) 1 氷蓄熱式空調機器とは、氷蓄熱ユニットおよび氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 氷蓄熱式空調機器の判断の基準については、非蓄熱型相当冷却能力（氷蓄熱ユニット）定格蓄熱利用冷房能力（氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー）が 28kW 以上の氷蓄熱式空調機器に適用する。

3 氷蓄熱式空調機器の成績係数の算出方法は、以下の算定式による。（昼間熱源機運転時間：10 時間）

成績係数(氷蓄熱パッケージエアコンディショナー) = 日量蓄熱利用冷房効率

定格日量冷却能力(kW・h)

成績係数(氷蓄熱ユニット) =

定格蓄熱消費電力量(kW・h)+昼間熱源機冷却消費電力量(kW・h)

なお、用語の定義は JIS B 8624、JIS B 8625 および社団法人日本冷凍空調工業会ガイドライン JRA-GL 11、JRA-GL 12 によるものとする。

| 品目分類  | 品目名                | 判断の基準等  |
|-------|--------------------|---|
| 空調用機器 | ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 | 【判断の基準】<br>一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。<br>冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 |

備考)

1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が 28kW 以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C<sub>c</sub>：冷房標準能力（単位 kW）

E<sub>gc</sub>：冷房ガス消費量（単位 kW）

Eec : 冷房消費電力 (単位 kW) を 1 kWh につき 10,250 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 kW)

Ch : 暖房標準能力 (単位 kW)

Egh : 暖房ガス消費量 (単位 kW)

Eeh : 暖房消費電力 (単位 kW) を 1 kWh につき 10,250 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 kW)

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

| 品目分類 | 品目名                  | 判断の基準等  |
|------|----------------------|---|
| 配管材  | <u>排水用再生硬質塩化ビニル管</u> | <b>【判断の基準】</b><br>建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済み塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で 30%以上使用されていること。<br><br><b>【配慮事項】</b><br>製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。 |

備考)「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済み塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

【工法】

| 品目分類          | 品目名                          | 判断の基準等   |
|---------------|------------------------------|--|
| 建設汚泥再生処理工法    | <u>建設汚泥再生処理工法</u>            | 【判断の基準】<br>建設汚泥の発生する現場において、現場内再利用を目的として建設汚泥を高圧プレス処理により盛土材等へ再生化する工法、又は、固化材添加により流動化処理土へ再生化する工法であって、建設汚泥の発生抑制に資するものであること。             |
| コンクリート塊再生処理工法 | <u>コンクリート塊再生処理工法</u>         | 【判断の基準】<br>コンクリート塊の発生する現場において、現場内再利用を目的としてコンクリート塊を再生処理する工法であって、建設廃棄物の発生抑制に資するものであること。  |
| 舗装（表層）        | <u>路上表層再生工法</u>              | 【判断の基準】<br>専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。 |
| 舗装（路盤）        | <u>路上再生路盤工法</u>              | 【判断の基準】<br>L交通、A交通及びB交通の道路において、既設舗装の路盤材とアスコン層を粉砕・混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。                              |
| 法面緑化工法        | <u>伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法</u> | 【判断の基準】<br>施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用することにより、建設副産物の発生抑制に資するものであること。   |

【目的物】

| 品目分類  | 品目名   | 判断の基準等   |
|-------|-------|--|
| 高機能舗装 | 排水性舗装 | <p>【判断の基準】<br/>雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p> <p>【配慮事項】<br/>道路交通騒音を減少させる必要がある場合に用いるものとする。</p>  |
|       | 透水性舗装 | <p>【判断の基準】<br/>雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p> <p>【配慮事項】<br/>歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において、雨水を道路の路床に浸透させる必要がある場合に用いるものとする。</p>  |
| 屋上緑化  | 屋上緑化  | <p>【判断の基準】<br/>植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。<br/>建物の屋上等を緑化することにより、都市のヒートアイランド現象の緩和等、都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】<br/>屋上緑化に適した植物材料を使用するものであること。<br/>灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水・排水機能が適切に確保された構造であること。</p> |

## 9 . 役務

- ・ 下線部の生分解性生ゴミ処理袋等に関する配慮事項を追加

|    |   |
|----|---|
| 食堂 | <p>【判断の基準】<br/>庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>【配慮事項】<br/>生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。<br/><u>生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理すること。</u></p> |
|----|---|